

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則

平成14年 3 月 22 日

規 則 第 1 2 号

改正 平成18年 3 月 31 日 規則第 8 号 平成28年 3 月 31 日 規則第 3 号

平成30年 7 月 17 日 規則第 4 号 令和 5 年 3 月 24 日 規則第 4 号

令和 7 年 3 月 31 日 規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例
(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 4 号。以下「給与条例」という。)
第25条の規定により、管理職員特別勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第 2 条 給与条例第25条第 3 項の規則で定める勤務は、同条第 1 項の勤務に従事した
時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

第 3 条 給与条例第25条第 3 項第 1 号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の
区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の管理職手当の支給に関する規則
(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合規則第 4 号。以下「管理職手当支給規則」という。) 別表に掲げる補職名等の職員(以下「管理職職員」という。) 同
表に掲げる支給額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 支給額が88,500円	12,000円
イ 支給額が70,800円	1 万円
ウ 支給額が66,500円	8,000円
エ 支給額が53,200円	6,000円
オ 支給額が41,700円	2,000円

(2) 特定任期付職員(印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する
条例(平成30年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 1 号。以下「任期付職員
条例」という。) 第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。
) 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の号
給又は同条第 3 項(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する
条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 3 号) 第17条の規定によ
り読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。) の規定による給料月額に応じ
、それぞれ次に定める額

ア 任期付職員条例第 7 条第 3 項の規定による給料月額	12,000円
イ 5 号給	1 万円
ウ 2 号給から 4 号給まで	8,000円

エ 1号給 6,000円

2 給与条例第25条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 管理職職員 管理職手当の支給に関する規則別表に掲げる支給額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 支給額が88,500円 6,000円

イ 支給額が70,800円 5,000円

ウ 支給額が66,500円 4,000円

エ 支給額が53,200円 3,000円

オ 支給額が41,700円 1,000円

(2) 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円

イ 5号給 5,000円

ウ 2号給から4号給まで 4,000円

エ 1号給 3,000円

第4条 次の各号に掲げる場合には、給与条例第25条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 給与条例第25条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 給与条例第25条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

(管理職員特別勤務実績簿等)

第5条 管理者は、管理職員特別勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する管理職員特別勤務手当の額の特例)

2 給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項第1号及び第2項第1号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100

円に切り上げるものとする。)』とする。

附 則（平成18年3月31日規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第3号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月17日規則第4号抄）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第4号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第5号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。